（前のページより続き）

〔国会事項〕
諸事項　九
〔皇室事項〕
諸事項　九
〔官庁報告〕
官庁事項
気仙沼地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（農林水産省）　九
石巻地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　九
塩釜地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の公表について（同）　九
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　九
産業
標準報告書（TR）の公表について（厚生労働省）　一〇
日本工業規格（厚生労働省、厚生労働省・経済産業省）　一〇
労働
労働保険審査官及び労働保険審査会法第三十六条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について（厚生労働省）　一〇
国家試験
平成二十四年度裁判所職員採用一般職試験（高卒者試験）（試験地那覇市）の再実施の公告（最高裁判所）　一〇
〔公告〕
諸事項
官庁
北朝鮮特定貨物の保管、登録包括信用購入あつせん業者の営業の廃止関係　一一
裁判所
相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一二
会社その他　三〇

府令

○内閣府令第六十九号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第三十八条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

内閣総理大臣　野田　佳彦

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

附則第七条第二項中「平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）」を「郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法」に改める。

附則第八条第二項中「平成二十九年九月三十日までの間、郵政民営化法」を「郵政民営化法第八条に規定する移行期間の末日までの間、同法」に改める。

附　則

この府令は、公布の日から施行する。

省令

○総務省令第八十九号

国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）第一条第二号の規定に基づき、寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

総務大臣　川端　達夫

寒冷地手当支給規則の一部を改正する省令

寒冷地手当支給規則（昭和三十九年総理府令第三十三号）の一部を次のように改正する。

別表埼玉県の項中「秩父市大滝三八七五の一」を「秩父市大滝三九三一の一」に改める。

附　則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。

○法務省令第三十八号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）の施行に伴い、不動産登記規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

法務大臣　滝　実

不動産登記規則の一部を改正する省令

不動産登記規則（平成十七年法務省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第六十三条第四項第一号及び第五項第一号並びに第七十条第一項第一号中「郵便事業株式会社」を「日本郵便株式会社」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○財務省令第六十号

財務省組織規則（平成十三年財務省令第一号）第四百七十三条第二項第一号、第四百八十一条第一号及び第二号並びに第五百二十九条第六号の規定に基づき、国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年十月一日

財務大臣　安住　淳

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令の一部を改正する省令

国税局課税部等の統括国税調査官等の所掌に属する事務の範囲を定める省令（昭和五十二年大蔵省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「充てん場、採取場、事務所等、一般電気事業者又は取引所」を「充填場、採取場、承認輸入者、事務所等又は一般電気事業者」に改める。

第二条第一号の表番号5の項中「充てん場」を「充填場」に改め、同表番号7の項中「租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）」の下に「第九十条の三の四」を加え、「同法」を削り、「規定する製造場」及び「当該製造場」の下に「又は承認輸入者」を加える。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。